

ペットフード安全法 販売に関する Q&A

事業者のみなさまからのよくある質問と答えをまとめています。リーフレットやマニュアルをご一読の上、これらの Q&A をご活用ください。

Q.1 ペットフードを販売するために必要なペットフード安全法上の手続きを教えてください。

A.1 販売のみ行う場合には事前の届出の提出は必要ありませんが、各事業者の責任で、帳簿の備付け、表示の基準、安全基準（成分規格、製造方法の基準）を遵守する必要があります。それぞれの詳細は、リーフレットやマニュアルにて確認してください。

また、「安全なペットフードを供給するために」の中にある、販売業者チェックリスト例もご活用ください。

なお、ペットフードを開封し、小分け、包装した上で販売する場合には製造業者にあたりますので、製造業者の届出が必要です。

法の遵守状況の確認については、国及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター（FAMIC）が原則として無通告で立入検査を行います。

Q.2 ペットフード安全法に基づく帳簿の記載はどのような時に必要ですか。

A.2 販売先が消費者であれば譲渡し先を記帳する必要はありませんが、販売業者（卸売又は小売）に出荷する場合は記帳が必要です。

Q.3 ドッグカフェなど、製造（調理）した店舗内等でペットに与えるペットフードのみを製造する業者は、届出は必要ですか。また、店内で作られ、販売されるペット用ビスケット等の場合はどうなりますか。

A.3 製造（調理）した店舗内で消費される場合には、届出は不要です。また、必要に応じて、店舗内でペットフードの詳細（例、原材料）について飼い主が販売者に確認することが可能なため、表示義務もありません。しかし、ペットフードの飼い主からの質問には対応できるよう、原材料、原産国等の表示事項について十分把握しておく必要があります。

一方、店内で作られ、事前に包装され、販売後に店舗外に持ち出されることを意図しているペットフード（例、ペット用おやつ、ビスケット）を製造・販売する事業者は、ペットフードの製造業者としての届出が必要ですし、表示の義務もあります。また、安全基準（成分規格、製造方法の基準）を遵守する必要があります。

Q.4 製造・輸入されたペットフードを店舗において開封し、バラ売りの状態（持ち帰りのための簡易包装を含む。）で販売します。この場合、製造業者として届出をする必要がありますか。

A.4 販売用ペットフードを開封し量り売り（バラ売り）する行為は、製造に該当しませんので、製造業者としての届出は必要ありません。ただし、表示義務があることに注意願います。

また、安全基準（成分規格、製造方法の基準）を遵守する必要があります。

Q.5 食品用の肉を、ペット用として店頭で量り売り（バラ売り）する場合、ペットフード安全法上、どのような点に気をつければよいですか。

A.5 量り売り（バラ売り）する行為は、製造に該当しませんので、製造業者としての届出は必要ありません。

一方、あらかじめ食品用の肉を小分けし、包装する行為は、製造に該当するため、このような場合には、製造業者としての届出が必要です。

いずれの場合も、表示の義務があります。また、安全基準（成分規格、製造方法の基準）を遵守する必要があります。

Q.6 製造・輸入されたペットフードを店舗において開封し、「小分けし、包装した上で販売する業者」は届出が必要ですが、「バラ売りの状態（持ち帰りのための簡易包装を含む）で販売する業者」は届出が必要ない、とありますが、その違いがよくわかりません。

A.6 何らかの製造行為がなされているかどうか判断のポイントになります。「小分けし、包装した上で販売する」は、商品をあらかじめ包装する点が製造行為に該当します。

「バラ売りの状態で販売する」は、店側は単に商品を開封しているだけです。製造行為には該当しません。また、持ち帰りのための簡易包装であれば、これも製造行為には該当しません。

Q.7 動物病院でサプリメント（医薬品ではない）を1日分ごとに小袋に詰めて販売していますが、この場合も届出が必要ですか。

A.7 前述のとおり何らかの製造行為がなされているかどうか判断のポイントになります。あらかじめ包装したり、複数の商品（銘柄）を販売用に混合したりする場合は、製造行為に該当しますので、届出が必要です。単に開封した商品のバラ売りで、持ち帰りのための簡易包装を行って販売しているということであれば、製造行為には該当しませんので、届出の必要はありません。

Q.8 A社は自社開発したペットフードをA社ブランドで販売しています。ただし、製造は海外で行い、製品の輸入と物流は商社に委託しています。A社は、製造者あるいは輸入者として届出を行う必要がありますか。

A.8 A社は、日本国内で製造を行っていないので製造業者の届出の必要はありません。輸入業者の届出に関しては、税関申告で貨物の輸入者となる者が提出してください。貨物の輸入者が商社であれば、商社が輸入業者の届出を提出する必要があります。

また、A社は製品の容器に販売者として表示する必要があり、当該製品の安全確保について責任があります。

よって、事故等における商品の回収・廃棄等に当たっては、関連する事業者と協力して対応するようにお願いします。

Q.9 賞味期限を過ぎたペットフードを販売してもよいですか。

A.9 賞味期限とは、ペットフードの情報を正確に把握している製造業者や輸入業者が、科学的、合理的根拠に基づき設定するべきもので、製品ごとに定められた保存方法により保存した場合に、期待されるすべての品質の保持が十分に可能な期限のことです。

賞味期限を過ぎたペットフードは、直ちに健康影響を引き起こすわけではありませんが、ペットフード中の油脂の酸化、栄養成分の減衰などが進み、ペットへの健康影響が生じる可能性が否定できません。このため、事業者にとっては、賞味期限内に販売することが望まれます。

ペットフード安全法にも規定されていますが、販売業者を含む事業者にはペットフードの安全確保に第一義的な責任があります。ペットの健康が害されることを未然に防止するため、事業者は必要な措置を講じてください。

Q.10 展示会でペットフードを無償サンプルとして配布する予定です。無償サンプルなので、ペットフード安全法で規定されている表示は不要と考えてよいでしょうか。

A.10 無償サンプルであっても、不特定又は多数の方へ配布する場合には、ペットフード安全法の表示の基準、安全基準（成分規格、製造方法の基準）を遵守する必要があります。そのため、ペットフード安全法で規定している表示は必要です。

事業者の方は、ご不明な点は各地方農政局へご照会ください。

北海道農政事務所	011-330-8816
東北農政局	022-221-6097
関東農政局	048-740-5065
北陸農政局	076-232-4106
東海農政局	052-223-4670
近畿農政局	075-414-9000
中国四国農政局	086-227-4302
九州農政局	096-211-9255
内閣府沖縄総合事務局	098-866-1672

[ペットの飼い主のみなさまからのお問い合わせはこちらへ](#)（各地方環境事務所）